

空き家問題

「自分には関係ない」
…と思っていませんか



家を放っておくとどうなる？

劣化・老朽化

使いたい、売りたいと思った時には、住めなくなっていることもあります。

不動産価値の下落

老朽化に伴い、価値が下がっていく可能性もあります。



周辺への迷惑

人やモノに被害を与えた場合、**損害賠償が発生**することもあります。

空き家の所有者等には**管理責任**があります！

正しく管理しましょう

●管理・解体



解体補助金
概要



解体補助金
説明動画

- ✓ 人が住んでいないと、空気も入れ替わらず、どんどん傷んでしまいます。
- ✓ 将来、家をどなたが管理するか、ご家族とお話をされていますか？
- ✓ もし、使用する予定がないのであれば、正しく管理するか、解体することも考えられます。
- ✓ 老朽化して危険となった空き家を解体する際は、補助金を受けられる場合もございます。
※補助金については条件がありますので詳しくは**建築指導課**へお問い合わせください。

●民間窓口のご案内

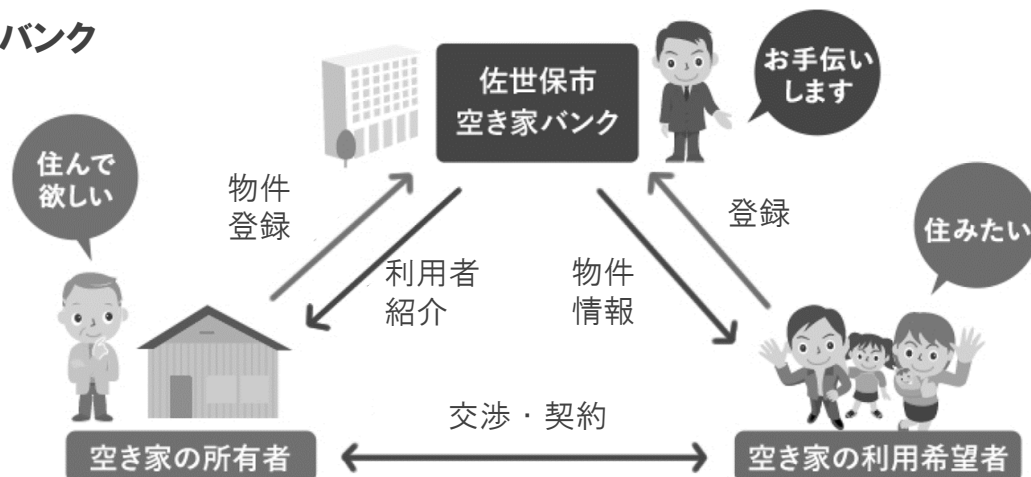


空き家に関する
相談窓口

- ✓ 市が協定を結んでいる団体を紹介することができます。
- ✓ 例えば、空き家の売買、相続、リフォーム、解体など、さまざまなご相談について、各専門の窓口をご案内いたします。

売りたい・貸したい

●空き家バンク



- ✓ 登録は無料！空き家オーナーと利用者をマッチング。
- ※登録条件は**都市政策課**へお問い合わせください。

佐世保市
空き家バンク・移住定住情報サイト

させぼ暮らし



地震に強い住まいづくり

●安全・安心な住まいを目指して

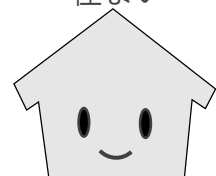
旧耐震基準の住宅



診断

改修
設計&工事

安全・安心な
住まい



耐震関係
補助金説明

- ✓ 昭和56年5月31日以前に工事をはじめた住宅は、旧耐震基準で建てられており、現在の基準に適合しない場合があります。
- ✓ これまで地震が少なかった地域でも、今後、いつ・どこで起こるか分かりません。
- ✓ 安全・安心な住まいとなるように、ご自身の住宅の耐震性能について知ることと、必要に応じて耐震改修を行うことが大切です。詳しくは**建築指導課**へお問い合わせください。

お問い合わせ

※このページ(空き家・耐震関係)
に関することに限ります

●都市政策課 0956-24-1111 (内線2806、2807)

●建築指導課 0956-24-1111 (内線2846、2847)

※このチラシはインターネットからもご覧いただけます→



このチラシの内容等は令和4年12月現在のものです。予告なしに変更する場合があります。